

## 卒業の認定に関する方針

第1看護学科は104単位、第2看護学科は旧カリキュラム67単位、新カリキュラムは70単位全て修得している事を条件にしている。卒業にあたっては卒業認定会議を開催し、講師の意見も反映している。全て修得した単位を記載した成績表を学生に渡している。

卒業資格は学則第9条の別表（※授業科目の一覧表）を修得している必要があることを履修規程第18条に明記。

### 【学則】

（授業科目・単位数及び時間数）

第9条 授業科目、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。

### 【履修規程】

（卒業資格）

第29条 学則第9条に定める授業科目および単位数を修得していること。